

# 令和5年度事業計画書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

令和5年度においても、コロナ禍における事業運営が求められており、新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策の徹底を図りながら、都民が安心して暮らせる社会の実現を目指し、防火・防災・救急業務関係者の育成並びに都民の防火・防災・救急の意識と行動力の向上に関する各種事業を積極的に推進する。

## I 公益目的事業

防火・防災業務関係者の育成並びに都民の防災・救急に関する意識と行動力の向上を目的として、次の事業を実施する。

### 1 公1事業

#### (1) 防火・防災・応急手当普及啓発事業(公1-1)

##### ア 普及啓発事業

##### (7) 「SAFETY LIFE TOKYO」の発刊

防火・防災及び応急手当の知識に関する情報を掲載した情報誌を作成し、都民や学校、病院などの事業所のほか、新たに区市町村に配布し、普及啓発事業を実施する。

##### (4) ホームページ、SNS等の活用

- ・「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づく公示のほか、協会の事業概要、財政状況及びコンプライアンスに係る情報等を公開する。
- ・防火・防災及び応急手当講習の案内、申込受付状況を公開する。
- ・消防博物館及び池袋、立川、本所の各防災館等のイベント案内、予約受付状況を公開する。

##### (7) 火災予防運動における防火・防災普及啓発事業

秋と春の全国火災予防運動の機会を捉えて、防火・防災に関する講演会等の実施及び啓発ポスターの作成などにより、防火防災思想の普及啓発事業を実施する。

##### (4) 危険物安全週間及び防災週間等における防火・防災普及啓発事業

危険物安全週間及び防災週間等の機会を捉えて、啓発ポスターの作成などにより、防火防災思想の普及啓発事業を実施する。

##### (7) 東京国際消防防災展2023における防火・防災普及啓発事業

- ・東京消防庁等が主催する「東京国際消防防災展2023」に実行委員として参画する。
- ・関東大震災から100年の節目を迎えることから、震災をテーマとした防災啓発動画を作成・上映し、防火防災思想の普及啓発事業を実施する。

- (ハ) 東京消防出初式における防火・防災普及啓発事業  
東京消防庁が主催する東京消防出初式の会場において、防災啓発動画を上映し、防火防災思想の普及啓発事業を実施する。
- (ヒ) 各種イベントの機会を捉えた防火・防災普及啓発事業  
各種イベント等の機会を捉え、防火・防災意識の向上及び応急手当等の普及啓発事業を実施する。
- (フ) 防火防災標語による防火・防災普及啓発事業
- ・防火防災への参画意識や防災行動力を高めることを目的として、東京消防庁が実施する防火防災標語の選考において、選考委員会の委員として参画する。
  - ・広く都民等に防火防災標語の公募を周知し、防火防災思想の普及啓発事業を実施する。
- (ヘ) 地域の防火防災功労賞に関する事業
- ・地震災害や風水害等の被害の軽減を図ることを目的として、東京消防庁が実施する町会・自治会・ボランティア団体及び各事業所等の地域の取組を表彰する選考において、選考委員会の委員として参画する。
  - ・効果的な取組みを事例集として作成し、町会・自治会等に配布するほか、ホームページに掲載し、防火防災意識の普及啓発事業を実施する。
- (ホ) 自主防災活動等に対する助成事業  
防火・防災思想の普及活動を行う団体、応急手当の普及啓発を行う団体の活動等に対し、助成事業を実施する。
- (ハ) 応急手当の普及啓発事業
- ・救急医療週間及び各種イベントの機会を捉えて、応急手当及び救急車の適正利用に関する普及啓発事業を実施する。
  - ・医学生及び看護学生などを対象とした救急車同乗研修の研修成果の向上及び安全確保を図ることを目的として、研修生に対する感染防止資器材等のコーディネート業務を実施する。
- (ニ) 救急救護業務に関係する機関への協力事業
- ・東京都福祉保健局、公益社団法人東京都医師会等と連携し、東京マラソン参加者及びボランティアに対する大規模救命講習を開催する。
  - ・東京マラソン開催時において、現場救護所等へ救護員を派遣するなど、大規模イベントの救急救護体制を支援する。
- (ヒ) 優良防火対象物認定表示制度（優マーク制度）の普及促進事業  
優マーク制度に関する広報物を作成し、広く都民に周知し、優マーク制度の普及促

進事業を実施する。

(セ) 自衛消防訓練の普及促進事業

コロナ禍において、事業所の自衛消防訓練の促進及び自衛消防力の向上を図ることを目的として、普及促進ポスターを作成し、自衛消防訓練の普及促進事業を実施する。

イ 消防用設備等点検済表示制度事業

防火対象物の関係者は、消防法に基づき消防用設備等の定期点検結果を消防署長に報告することが義務付けられており、本制度は最新の知識と技術を身に付けた点検業者（表示登録事業者）による点検を促進することを目的として、次の事業を実施する。

(7) 制度をより浸透させるための広報及び点検済票貼付の促進

制度の周知と表示登録事業者の拡大を目的として、協会ホームページを活用するほか、関係団体が発行する機関誌に制度の概要や表示登録事業者の募集等を掲載し、広報する。

(4) 表示登録事業者に対する講習

表示登録事業者の実務能力の向上を目的として、点検保守業務に関する実技講習及び学科講習を開催し、法令改正や消防用設備等に係る最新の情報を提供する。

(9) 点検推進指導員による登録申請内容の確認事務

消防用設備等点検済表示制度の円滑な運用を目的として、表示登録事業者の事業所や点検実施場所に当協会の点検推進指導員が出向し、点検実施状況や消防用設備に貼付する点検済票の管理方法を確認、指導する。

ウ 東京民間救急コールセンター運営事業

(7) 緊急性の低い新型コロナウイルス感染症患者の移送を円滑に行うことを目的として、東京都福祉保健局との業務委託契約に基づき、コールセンターと保健所等との間でホットラインを開設し、登録事業者の紹介業務等を実施する。

(4) コールセンター登録事業者等に対するレベルアップ方策

コールセンターの登録事業者等に対して、安全かつ確実な患者搬送に資することを目的として、感染症対策を含めた教養及び対応訓練を実施する。

(7) 民間救急及びサポートC a b（タクシー）利用者との調整、配車案内

緊急性がない通院や受診、入退院や病院から病院への転院搬送などの際に、民間救急またはサポートC a bの案内を実施する。

(エ) 民間救急及びサポートC a b（タクシー）利用促進の普及啓発事業

救急需要対策として、通院や入退院、病院間における緊急性の低い移動の際には、民間救急車またはサポートC a bの利用を都民等に促すことを目的として、リーフレットやポスターを作成するとともに、東京消防出初式等において、車両展示等による

民間救急及びサポートC a bのPR活動を実施する。

## エ 創立50周年記念事業

当協会の前進である財団法人東京防災指導協会が創立され50周年の節目を迎えることから、記念式典を実施する。

また、記念式典では、賛助会員等を対象に表彰を実施するほか、防火・防災に関する事業を長年にわたり積極的に推進し社会貢献を実施している団体、個人に対して次の区分毎に表彰を実施する。

### (7) 防災安全功労

- ・防火安全の普及活動に努め功労が認められる団体、防災教育、訓練等で顕著な功績を収めた事業所及び協会の運営発展に多大な貢献をした団体に対する表彰
- ・防火・防災事業に係る協会の運営に多大な功績を収めた者又は協会役員を退任した者等に対する表彰

### (4) 危険物保安功労

- ・法令等を遵守し保安管理が適正で他の模範と認められる事業所に対する表彰
- ・危険物に関する保安の確保及び安全思想の普及等に多大な功績を収めた者又は団体の発展に多大な貢献をした者に対する表彰

### (9) 消防設備保守功労

- ・消防用設備等の保守業務において長年の実績と表示登録事業者としての実績を有する事業所に対する表彰
- ・消防用設備等の保守業務において功績を収めた者に対する表彰

### (5) 救急業務協力功労

- ・応急救護講習の開催において、応急手当の普及啓発に多大な功績を収めた者に対する表彰
- ・患者搬送事業の推進に多大な貢献をした事業所に対する表彰

### (4) 協会運営等功労

協会の運営、発展及び事業の推進に貢献をした者に対する表彰

## (2) 防火・防災・応急手当講習事業（公1-2）

### ア 法令等に定められた資格取得講習

- (7) 防火安全技術講習（本講習3回、再講習5回※）※オンライン2回を含む。
  - ・防火対象物の避難管理や消防用設備等の設置計画等の業務に従事する防火安全の専門家を養成する講習を実施する。
  - ・再講習については、受講者の拡大を目的としてオンライン講習を加えて実施する。
- (4) 防火管理技能講習（本講習4回、再講習6回※）※オンライン2回を含む。

- ・一定規模以上の建物の防火管理者の業務を補助するための高度で専門的知識・技術を有するスペシャリストを養成する講習を実施する。
- ・再講習については、受講者の拡大を目的としてオンライン講習を加えて実施する。

(7) 消防設備点検資格者講習（第1種本講習4回、再講習12回）

（第2種本講習4回、再講習12回）

（特種本講習1回、再講習1回）

消火器、自動火災報知設備、スプリンクラー設備等などの消防用設備等を点検する資格者を養成する講習を実施する。

(8) 可搬消防ポンプ等整備資格者講習（一般1回、特例1回、再講習1回）

消防団、町会、自治会、事業所が保有する可搬消防ポンプの点検整備を行う技術者を養成する講習を実施する。

(9) 防火対象物点検資格者講習（本講習2回、再講習6回）

一定規模以上の建物の防火管理上必要な消防計画の作成、消火訓練等の実施状況等を総合的に点検する資格者を養成する講習を実施する。

(10) 防災管理点検資格者講習（本講習2回、再講習3回）

一定規模以上の建物において、震災対策やテロ対策などの防災管理状況を総合的に点検する資格者を養成する講習を実施する。

イ 資格取得のための受験準備講習会

(7) 危険物取扱者試験受験準備講習会（甲種2回）

（乙種第4類7回、オンライン通年）

- ・甲種と乙種第4類の危険物取扱者試験の受験者に対し、合格に向けた準備講習会を実施する。
- ・乙種第4類については、受講者の拡大を目的としてオンライン講習を加えて実施する。

なお、合格を目指す都立工科高等学校の学生約100名に対し、資格取得を促進することを目的として、無償でオンライン講習を実施する。

(8) 消防設備士試験受験準備講習会（乙種第6類）

新たに、乙種第6類消防設備士試験の受験者に対し、合格に向けた準備講習会をオンライン講習で実施する。

(9) 自衛消防技術試験受験準備講習会（23回※）※出張1回、オンライン6回を含む。

- ・一定規模以上の建物の自衛消防業務に従事するための、自衛消防技術試験の受験者に対し、合格に向けた準備講習会を実施する。
- ・受講者の拡大を目的として、学科のみをオンラインで行うハイブリッド型のオンラ

イン講習を加えて実施する。

ウ 小規模社会福祉施設の防火実務講習会（20回）

高齢者等が入居する施設等の勤務者を対象に、火災発生時取るべき行動について、それぞれの施設の実情に応じた実践的な訓練を通して学ぶことができるオーダーメイド型の防火実務講習会にARゴーグルを活用して実施する。

エ 応急手当の普及啓発に関する講習会等

協会が作成した映像教材等を活用し、受講者や各種団体の多様なニーズ等に応じた講習を実施する。

(ア) 救命サポート講習（32回）

多様な受講者のニーズに対応したオーダーメイド型の応急救護に関する講習を実施する。

(イ) 島しょ地域の救命講習（3回）

東京都内の島しょ地域からの要請に応じて、各種救命講習を実施する。

(ウ) 大規模事業所における救助救命講習（145回）

不特定多数の人が利用する大規模事業所の従業員に対して、震災等の大規模災害時の救助・外傷処置・搬送法に特化した救護・救出要領の救命講習を実施する。

オ 防火安全セミナー

火災予防業務を適正かつ円滑に推進することを目的として、事業所等の防火管理者や従業員等に対し、消防関係法令の改正等や災害事例を踏まえた予防対策等に関する講習を実施する。

(3) 防火・防災・救急関係調査研究事業（公1-3）

防火・防災・救急に関する情報の収集及び調査研究を実施する。

ア 地震、火災等の災害に関する調査研究

イ 防火・防災・救急の意識と行動力の向上に関する調査研究

ウ 指導員の技能向上及び効果的な講習の実施要領に関する調査研究

(4) 試験確認事業（公1-4）

製造されたタンク及び金属製180缶等が危険物の規制に関する基準を満たしていることを確認する。

ア 少量危険物タンク試験確認（5回）

イ 金属製180缶等試験確認（10回）

(5) 患者用救急自動車運行事業（公1-5）

ア 小児・新生児病院救急車運行事業

東京都立小児総合医療センターにおいて、ハイリスク新生児搬送用及び障害（精神障害

含む) を有する重篤小児搬送用のドクターカー2台を運行する。

#### イ 東京都福祉保健局緊急自動車運行事業

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者搬送用の緊急自動車5台を運行する。

#### ウ 地方独立行政法人東京都立病院機構緊急自動車運行事業

東京都立多摩南部地域病院及び東京都立荏原病院の患者搬送用の緊急自動車を運行する。

## 2 公2事業

### (1) 防火・防災・消防講習事業(公2-1)

防火管理者、防災管理者、危険物取扱者及び消防設備士の育成を目的として、次の事業を実施する。

#### ア 防火・防災管理講習事業

##### (7) 防火・防災管理新規講習(239回)

甲種防火管理者と防災管理者の資格を取得するための講習を実施する。

##### (4) 防災管理新規講習(13回)

防災管理者の資格を取得するための講習を実施する。

##### (7) 乙種防火管理講習(41回)

乙種防火管理者の資格を取得するための講習を実施する。

##### (4) 防火・防災管理再講習(41回)

一定規模以上の建物において、防火・防災管理者として選任されている有資格者が5年に1回受講する必要がある再講習を実施する。

##### (7) 甲種防火管理再講習(17回)

一定規模以上の建物において、甲種防火管理者として選任されている有資格者が5年に1回受講する必要がある再講習を実施する。

#### イ 消防講習事業

##### (7) 危険物取扱者保安講習(41回※) ※オンライン12回を含む。

危険物取扱者(資格者)が取扱作業の保安を確保するために必要な講習を実施する。

##### (4) 消防設備士講習(55回)

消防設備士(資格者)が消防用設備の工事又は整備するために必要な講習を実施する。

### (2) 救命講習事業(公2-2)

都民の応急手当に関する知識技術の向上を目的として、次の事業を実施する。

なお、係員の業務負担軽減とコロナ禍で減少している受講者数の回復を目的として、会

場の見直しを行い、定員数が多い広い会場を通常よりも多く確保して実施する。

ア 普通・上級救命講習（6,496回）

心肺蘇生法、AED使用法、窒息手当、止血法に加え、上級では小児・乳児の対応、外傷、搬送法等を習得する講習を実施する。

イ 指導者用救命講習（195回）

指導員や普及員として各種救命講習が正しく指導できる知識・技術を習得する講習を実施する。

ウ 現場派遣員用救命講習（33回）

自動通報制度による警備会社等の現場派遣員が臨場先で利用者等に対して、迅速・適切な援助、救護活動が実施出来るよう、必要な知識と技術を習得する講習を実施する。

エ 患者等搬送乗務員用救命講習（26回）

東京消防庁の認定基準に適合する患者等搬送事業者として求められる、患者等の症状の悪化防止及び安全な搬送のために必要な知識と技術を習得する講習を実施する。

### 3 公3事業

防火防災思想の普及及び防災行動力の向上を目的として、消防博物館及び各防災館を運営するにあたり次の事業を実施する。

また、外国人・障害者など来館者の多様なニーズにも配慮して館運営を実施する。

さらに、コロナ禍で減少している来館者数の回復を目的として、東京国際消防防災展2023をはじめとした各種イベントの際に、来館促進動画を上映するなどの広報活動等を実施する。

#### (1) 消防博物館運営事業（公3-1）

ア 所蔵品の公開展示や地域社会の関心を捉えた特別企画を実施するなど、幅広い層の来館者に対し、防火防災思想の普及を促進する。

イ 360°カメラの画像素材等を活用し、SNS投稿による施設や展示品を紹介するなど、積極的に広報を実施し、来館促進を図るとともに、防火防災思想の普及を啓発する。

ウ 関東大震災から100年の節目を迎えることから、当該震災に関連した記録映像や写真などの所蔵品を公開する特別企画展を実施するほか、年間を通じて広報活動を推進する。

#### (2) 防災館運営事業（公3-2）

ア 池袋・立川・本所の各都民防災教育センター（防災館）において、火災、地震及び水災等の模擬体験施設を活用し、各館の特色を生かした体験ツアーを実施する。

なお、池袋・立川防災館においては、新規来館者とリピーター確保を目的に、リニューアルした煙体験コーナーを活用した防災体験を提供する。

イ 関東大震災から100年の節目を迎えることから、東京消防庁と連携し、当該震災に



関連する防災啓発映像の上映をはじめとした特別企画展を実施するとともに、関東大震災の揺れを想定した地震体験へと誘導するなど、防災行動力向上のための事業を実施する。

ウ 池袋防災館において夜間の災害を想定した体験ツアー（ナイトツアー）を実施する。

エ 立川防災館において運用する起震車を活用し、学校や地域の防火防災訓練指導を実施する。

オ 各防災館のWEB予約システムについて、利用者の利便性の向上を図ることを目的として、東京消防庁と連携してシステム改修を実施する。

## II 収益事業等

### 防災・救急関係図書等販売事業（収1）

防火・防災・救急に関する図書、資器材等の販売、法令に基づく防火対象物の認定証頒布等、次の事業を実施する。

- 1 防火・防災・救急関係図書の販売
- 2 防火・防災・救急関係資器材の販売
- 3 防火セイフティマーク、優良防火対象物認定証等の頒布
- 4 防火対象物の避難安全性に関する検証

## III その他法人の目的を達成するために必要な事業

### 1 協会上申による表彰

#### (1) 総務大臣表彰

安全思想の普及徹底等災害の発生の防止、被害軽減に尽力又は貢献した個人・団体に対する表彰

#### (2) 消防庁長官表彰

危険物安全管理の推進に努めるとともに危険物の保安に関する行政の推進に協力し、国民生活の保持に顕著に貢献した個人・事業所に対する表彰

#### (3) 一般財団法人日本消防設備安全センター理事長表彰

国民の安全に係る研究、教育、訓練、安全思想の普及、防災機器・製品の普及等について、長年にわたり貢献し特に優れた功績をあげた個人・団体に対する表彰

#### (4) 一般財団法人全国危険物安全協会理事長表彰

永年にわたり危険物関係業務に携わり、危険物災害の防止等に多大な功績をあげた個人又は事業所に対する表彰

#### (5) 関東甲信越地区危険物安全協会連合会長表彰

危険物施設の設備等の維持管理並びに保安監督者が優秀で他の模範となる事業所に対す

る表彰

## 2 DXの推進

都民の利便性及び協会の事務効率の更なる向上を図ることを目的として、システムの導入や整備を推進する。

### (1) ホームページのリニューアル

ア セキュリティ対策の強化及びユーザビリティの向上を目的として、ホームページをリニューアルする。

イ ホームページ上で電子決済を可能とすることを目的として、書籍及びグッズ販売のネットワークを構築する。

### (2) 講習のオンライン化

各種救命講習のオンライン申請を可能とすることを目的として、現行のシステムに新たな機能を追加する。

### (3) インボイス制度への対応

ア 電子帳簿保存法に対応したクラウド会計ソフトを導入する。

イ インボイス制度に対応可能なツールを整備する。

### (4) AR技術を活用した事業の検討

事業所等へのARゴーグルの有効な活用方法について検討する。

### (5) 5つのレスの推進

電子申請及び電子決済システム、インターネットFAX等のデジタルツールを活用しペーパーレス、はんこレス、キャッシュレス、FAXレス、タッチレスの5つのレスを継続して推進する。

## 3 グローバル社会への対応

グローバル社会に対応することを目的として、外国人の固有職員を新たに採用し、消防博物館や各防災館の館運営における外国語対応のほか、各種講習時における外国人受講者の対応など、ネイティブならではの外国人目線による業務を推進する。

## 4 新型コロナウイルス感染防止対策の推進

新型コロナウイルス感染症再拡大防止対策として、東京都が定めるガイドラインを継続遵守し、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた対策を実施し、各種業務を積極的に推進する。

## IV 協会の運営管理

### 1 評議員会、理事会の開催

協会の適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的として、評議員会及び理事会を開催す

る。

## **2 防災関係団体との連携交流**

一般財団法人全国危険物安全協会、一般財団法人日本消防設備安全センター等と連携し、事業の円滑化を図ることを目的として、積極的な交流を図る。

## **3 職員の人材育成**

都民や受講者へのサービスの向上を図ることを目的として、教育技能研修や主任研修などの受講による人材育成を推進する。

## **4 職場体験の受入れ**

社会貢献の一環として、職場体験型インターンシップの受入れを継続する。